

平成23年第8回辰野町議会定例会会議録(20日目)

1. 開会場所 辰野町議事堂

2. 平成23年9月21日 午後2時開議

3. 議員総数 14名

4. 出席議員数 14名

1番	永原良子	2番	岩田清
3番	根橋俊夫	4番	堀内武男
5番	中谷道文	6番	熊谷久司
7番	船木善司	8番	篠平良平
9番	成瀬恵津子	10番	中村守夫
11番	宮下敏夫	12番	三堀善業
13番	宇治徳庚	14番	矢ヶ崎紀男

5. 会議事項

日程第1 議案第1号 平成22年度辰野町一般会計決算の歳入全部
歳出の内1. 議会費、2. 総務費、4. 衛生費の内水道費、6. 農
林水産業費、7. 商工費、8. 土木費、9. 消防費、11. 災害復
旧費、12. 公債費、14. 予備費

議案第2号 平成22年度辰野町上水道事業会計決算

議案第3号 平成22年度辰野町簡易水道特別会計決算

議案第4号 平成22年度辰野町小野簡易水道特別会計決算

議案第5号 平成22年度辰野町公共下水道特別会計決算

議案第6号 平成22年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計決算

議案第7号 平成22年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計決算

議案第15号 平成22年度辰野町有線放送特別会計決算

日程第2 議案第1号 平成22年度辰野町一般会計決算の歳出の内 3. 民生費、
4. 衛生費(水道費を除く)、10. 教育費

議案第8号 平成22年度辰野町国民健康保険特別会計決算

議案第9号 平成22年度辰野町国民健康保険第一診療所特別会計決算

議案第10号 平成22年度辰野町国民健康保険川島診療所特別会計決算

議案第11号 平成22年度辰野町後期高齢者医療特別会計決算

- 議案第12号 平成22年度辰野町老人保健医療特別会計決算
 議案第13号 平成22年度町立辰野総合病院事業会計決算
 議案第14号 平成22年度辰野町介護老人保健施設特別会計決算
 議案第16号 平成22年度辰野町介護保険特別会計決算
 日程第3 議案第17号 辰野町税条例等の一部を改正する条例について
 日程第4 議案第18号 辰野町都市計画税条例の一部を改正する条例について
 日程第5 議案第19号 平成23年度辰野町一般会計補正予算（第5号）
 日程第6 請願・陳情についての委員長報告
 日程第7 追加提出議案の審議について
 議案第26号 専決処分の承認を求めることについて
 専決第1号 損害賠償の専決処分書
 議案第27号 平成23年度辰野町一般会計補正予算（第6号）
 議案第28号 辰野町教育委員会委員の任命について
 日程第8 議員提出議案の審議について
 発議第1号 私立高校への公費助成に関する意見書の提出について
 発議第2号 郵政改革法案の速やかな成立を求める意見書の提出について
 発議第3号 機能性低血糖症に係る国の取り組みを求める意見書の提出について
 発議第4号 原子力エネルギー政策を転換し、自然エネルギー政策の促進を求める意見書の提出について
 発議第5号 福島第一原発の事故対策の強化、原子力政策の転換、自然エネルギーの研究開発・普及等に関する意見書の提出について
 日程第9 議会閉会中の委員会の継続審査について

6. 地方自治法第121条により出席した者

町長	矢ヶ崎 克彦	副町長	林 龍太郎
教育長	古村 仁士	代表監査委員	小野 眞一
総務課長	小沢 辰一	まちづくり政策課長	一ノ瀬 元広
住民税務課長	松井 夕起子	保健福祉課長	野沢 秀秋

産業振興課長	中 村 良 治	建設水道課長	漆 戸 芳 樹
水処理センター所長	一ノ瀬 保 弘	会計管理者	林 康 彦
教育次長	向 山 光	病院事務長	荻 原 憲 夫
福寿苑事務長	宮 原 正 尚	消防署長	赤 羽 守
両小野国保診療所 事務長	宮 原 修 二	社会福祉協議会 事務局長	百 瀬 辰 夫

7. 地方自治法第 123 条第 1 項の規定による書記

議会事務局長	飯 澤 誠
議会事務局庶務係長	赤 羽 裕 治

8. 地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名議員

議席 第 9 番	成 瀬 恵津子
議席 第 10 番	中 村 守 夫

9. 会議の顛末

○局 長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

○議 長

定足数に達しておりますので、第 8 回定例会第 20 日目の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は予めお手元に配付したとおりであります。これより日程に基づく会議に入ります。日程第 1、議案第 1 号平成 22 年度辰野町一般会計決算の歳入の全部、歳出の内、1. 議会費、2. 総務費、4. 衛生費の内水道費、6. 農林水産業費、7. 商工費、8. 土木費、9. 消防費、11. 災害復旧費、12. 公債費、14. 予備費、議案第 2 号平成 22 年度辰野町上水道事業会計決算、議案第 3 号平成 22 年度辰野町簡易水道特別会計決算、議案第 4 号平成 22 年度辰野町小野簡易水道特別会計決算、議案第 5 号平成 22 年度辰野町公共下水道特別会計決算、議案第 6 号平成 22 年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計決算、議案第 7 号平成 22 年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計決算、議案第 15 号平成 22 年度辰野町有線放送特別会計決算、認定の件を議題といたします。総務産業常任委員会における審査結果を総務産業常任委員長、船木善司議員より報告を求めます。

○総務産業常任委員長 (船木)

それでは委員長報告をさせていただきます。平成 23 年 9 月定例会決算審査委員長

報告。今定例会初日、総務産業常任委員会に付託されました議案は、議案第1号平成22年度辰野町一般会計決算・歳入の全部、歳出の内、1. 議会費、2. 総務費、4. 衛生費の内水道費、6. 農林水産業費、7. 商工費、8. 土木費、9. 消防費、11. 災害復旧費、12. 公債費、14. 予備費、議案第2号平成22年度辰野町上水道事業会計決算、議案第3号平成22年度辰野町簡易水道特別会計決算、議案第4号平成22年度辰野町小野簡易水道特別会計決算、議案第5号平成22年度辰野町公共下水道特別会計決算、議案第6号平成22年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計決算、議案第7号平成22年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計決算、議案第15号平成22年度辰野町有線放送特別会計決算の決算関連8議案であります。去る、9月12日平成22年度辰野町一般会計決算の歳入について全員協議会室に全議員出席のもと、町長並びに担当課長、担当職員の出席を求め審査を行いました。引き続き常任委員会室において委員全員出席し担当課長及び関係職員の説明を求め慎重に審査を行いました。また13日も同様委員会室において引き続き担当課長、担当職員の出席を求め審査を行いました。更に、14日午前中委員全員で担当課職員同行のもと全国瞬時警報システム改修工事、松本射撃場周辺道路改修事業、しだれ栗あずまや建築工事、しだれ栗監視カメラ設置工事の現場視察を行いました。以下、審査の中で出された質問・意見等主な点について報告いたします。なお詳しい金額、数字等については、決算書ほか関係資料をご覧くださいと思います。

議案第1号平成22年度辰野町一般会計決算のうち歳入全部について、最初に財政指標である実質公債費比率の説明がなされ22年度は13.6%まで下がったとのこと、この指標は18年度から始まり当初24.2%と県下ワースト3あった。その内訳は下水道の起債や地域総合整備事業債の償還ピークに重なっていたためであり、指数が18%を下回るよう繰上償還等を進めてきており当初は県下、下から28番目であったのが22年度は13.6%と好転し、今後も13%を下回るよう努めていきたい、といった説明でした。22年度一般会計歳入総額は87億1,513万7,000円で対前年比5億2,085万5,000円6.4%の増額でした。軽自動車税は5,083万9,000円で昨年比61万4,000円の増であり普通車から軽への乗り換によるものとのこと。町たばこ税収は1億2,935万8,000円で対前年比1,004万7,000円の増であり、これは22年度の値上げが影響しているとのこと。パークホテル指定管理者負担金2,200万円の質問には22年度分1,200万円と過年度分1,000万円の合計であるとの説明でし

た。土木費国庫補助金は3,397万9,000円が地域活力創造交付金として西ヶ丘線工事に対する補助金であるとの説明でした。総務費県補助金の1,029万円は全国瞬時警報システム整備事業としてJアラート整備に対する補助金です。老人福祉費補助金の2億2,300円は小規模特養整備に対する補助金が殆どであり、22年度初めてのメニューといった説明です。諸収入における延滞金926万円は大口の1社があったためであり、預託金返還金の3,300万円は商工中金からの返還金で21年度はなかったものです。雑入の中には小野介護予防センターでの太陽光発電による29万4,000円の電気売却収入が含まれております。歳出について。1. 議会費について、歳出の1.0%を占め、議会開設55年事業実施に伴う対前年度比27%増の8,251万円でした。2. 総務費について、歳出の16.2%を占め、前年度より1億1,866万3,000円増の13億4,993万9,000円です。一般管理費の職員研修委託料が247万円であり人事評価システム研修に費やされたとされ、また職員自己啓発活動助成金が14万8,000円であり、委員から研修後のアフターケアが重要であるといった意見、また助成金活用実績についての質問に対し、職員のスキルアップのため21年度初めて導入し1万円を上限とした助成制度であり、20件の申請を受けており消防職員、総合職員が主である。更に長野県市町村職員研修センターで行う研修会、自己啓発のための全国組織研修機関が行う長期専門講座などにも職員が受講しているとの説明がありました。今後更に人材育成のためにも自己啓発活動の助成には積極的な取り組みが必要であるとして、予算を増額してもこの制度の充実を図るべきであるとの意見が多く出されました。財産管理事務の土地賃借料は役場、保育園等の借上げ料であり、対前年比31万円の増、1,605万3,000円であり22年度賃借料が6%に上がったためであるとの説明でした。企画事務委託料の主なものは、湯にいくセンター指定管理委託料、第五次総合計画策定支援業務委託料、パークホテル指定管理委託料が主なものです。危機管理防災事業の工事請負費1,029万円は、20年度設置した全国瞬時警報システム改修工事に充てられ全額国の補助金によるものです。徴税费の町税等過誤納還付金は2,186万3,000円であり、大口1件を含む33件について利息は延滞金と同様14.3%の利率のため金額が大きくなる。また委員からの質問に対し、法人の場合は前年度決算実績が翌年度の税対象となるため、企業の急激な業績の変動により還付金対応が必要となり、町内大手企業1社の大幅な収益の落ち込みによる修正申告分の還付金であるとの説明でした。戸籍・住民基本台帳委託料の証明書コン

ビニ交付が23年2月スタートしカード発行の手数料です。4. 衛生費の内水道費について、負担金の主なものは過去に統合してきた旧簡水分の起債元利償還負担金であり、負担割合は向袋・上島・今村・神戸・上平出が40%です。繰出金の小野簡易水道起債分は元利償還金の40%分 1,014万5,000円を繰出金として繰り出したものです。6. 農林水産費について、歳出の3.2%を占め21年度より1,254万4,000円増の2億6,412万円です。農業委員会事務交付金は農地利用集積円滑化団体交付金としてJA上伊那へ10アール当たり2万円、7.2ヘクタール分の交付金です。経営基盤確立農業構造改善事業費は、土づくりセンター運営経費であり排水スクリーン修繕に225万円を費やしています。委員から今後の見通しに対する質問では、材料提供者の減少により運営継続が課題であるとの説明でした。中山間地域等直接支払事業の交付金は急・緩傾斜農地直接支払として10地区へ1,067万3,000円の交付金です。林業事業報償費は182万円が町有害鳥獣駆除奨励金・クマ学習放獣金として支出されているがクマの捕獲は即、殺すべきではないかといった質問に錯誤捕獲は放獣することになっているとの説明でした。また猿対策を積極的に取り組むべきであるとの意見が多く出されました。7. 商工費について、歳出の2.1%を占め、前年度比4,168万1,000円減の1億7,675万2,000円でした。商工事業費補助金は、商工業振興資金利子補給及び保証料、小規模事業指導費補助金として2,433万9,000円、商工業誘致及び振興補助金を12社へ7,080万円の補助です。観光事業委託料の観光事業発掘・観光情報発信事業320万円の費用対効果の質問に対し、町ホームページへ月2回情報の更新に務めているといった説明でした。更には観光事業には積極的な取り組みが望まれるところであり、町長の提唱する「観光立町辰野」を実効あるものにすべきとの多くの意見が出され、町長要望として別紙提出してあります。自然環境整備支援事業はしだれ栗森林公園の工事費1,643万4,000円であり、監視カメラ設置の必要性に対する質問には、しだれ栗公園上部の白樺が剥がれるといった被害が多発しているためであるとの説明でした。8. 土木費について、歳出の12%を占め対前年比1億8,098万円減の9億9,661万3,000円です。用地対策事業の公有財産購入費3億789万1,000円は、土地公社用地6地区の購入に充てたもので平成18年から購入しており、残りは1万2,000平方メートルといった説明です。道路維持事業の除雪作業委託料860万円に対する質問では延長40キロを11社が担当し、内3社が町内業者といった説明でした。地域活力創造交付金事業の補償金は、町道

1670号新町西ガ丘線の幅員5メートル化に伴う庭木・立木移転補償料です。道路舗装事業の工事請負費は町道13路線の舗装工事費であり、防衛施設周辺町道改良事業費は小野駅前町道3路線470メートルの舗装工事費です。都市計画総務事務費は、小野・川島・小横川地籍の基本図2,000枚の修正委託料945万円及び下水道特別会計への繰出金4億4,124万2,000円が主なものです。住宅費の住宅管理費及び町営住宅管理費は、土地賃借料、改修工事費及び住宅整備基金積立金が主なものです。住宅利用率の質問では小野駅前住宅、1戸空きが出ており、宮木中央団地は空きが出れば必ず抽選になるといったアンバランスが生じているとの説明です。築40年から50年の住宅も多くあり、その必要性も認めながら辰野病院新築周辺町有地の活用により定住人口の増加を図るべきとの意見が出され、別途町長要望として提出してあります。9. 消防費について、歳出の3.8%を占め、対前年費2,288万7,000円減の3億1,817万9,000円です。非常備消防費は、消防団運営費及び防火力向上に向け軽4WD小型ポンプ付積載車2台の更新、消火栓5基の新設、分団屯所の新築工事、消火栓用ホース等の補助が主なものです。11. 災害復旧費について、歳出の0.1%を占め対前年比3,171万5,000円減の463万4,000円でした。農林施設災害復旧費の町単林道施設災害復旧事業費は、重機等借上料が主なもので林道施設災害復旧事業費は林道赤羽線・林道西部線の復旧工事費であります。12. 公債費について、歳出の9.7%を占め、対前年比1億6,986万2,000円減の8億364万4,000円の内訳は長期債元金償還金、長期債利子償還金です。14. 予備費について、支出はありません。

議案第2号平成22年度辰野町上水道会計決算、上水道事業は公共下水道整備事業に伴い配水管改良工事を施工してきた結果、水道普及率は99.9%に達し一部改良工事を残すだけにいたっております。収益的収支の収入総額は3億2,108万9000円で、受託工事収益等の減、及び料金値下げ改定、一般家庭平均2.58%の値下げこれにより対前年比3.1%1,014万8,000円の減収であったが、収支差引3,243万1,000円の黒字決算です。資本的収支の収入は、湯舟PC配水池更新事業に伴う国庫補助金が主なものであり、支出では徳本水ミニバイパス工事に伴う配水管新設工事等です。年間総配水量対前年比4万5,533立方メートルの減に対し、年間総有収水量対前年比3万683立方メートルの増はどう判断するのかとの質問には、漏れているのか、消火栓使用が多かったのではないかと説明です。

議案第 3 号平成22年度辰野町簡易水道特別会計決算、8 簡易水道の維持管理であり水質検査料として町水道協会への負担金としての支出が主なものです。

議案第 4 号平成22年度辰野町小野簡易水道特別会計決算、歳入総額は 4,653 万 8,000 円で水道使用料、一般会計繰入金が主なもので歳出総額は 4,375 万 3,000 円で差引 278 万 5,000 円が次年度繰越金です。委員からの辰野町上水道への統合と
いった質問に対し、課題が多いものの26年度統合に向け進めているとの説明でした。

議案第 5 号平成22年度辰野町公共下水道特別会計決算、22年度末の接続戸数は 5,320 戸、水洗化率は89.9%で対前年比 0.3 %の増です。維持管理中心の運営であり辰野水処理センター・ポンプ場の運転管理業務委託及び脱水ケーキ処分委託が主なものです。未接続世帯についての質問では経済的な問題、高齢、後継者なしと
いった説明でした。

議案第 6 号平成22年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計決算、小野水処理センター運転管理業務、脱水ケーキ処分委託料、移動脱水車の負担金が主なものです。22年10月塩尻市上田地区が加入し、22年度末の水洗化率は91.6%となりました。

議案第 7 号平成22年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計決算、歳入総額は 1 億 1,324 万 5,000 円で対前年比 3.4 %、400 万 5,000 円の減であり歳出総額は 1 億 112 万 3,000 円であり、差引 1,212 万 2,000 円が翌年度繰越と
いった説明でした。水洗化率は 96.5% となり昨年比 1.5 %の伸びとの説明です。

議案第15号平成22年度辰野町有線放送特別会計決算、歳入は有線電話の使用料及び手数料が主なものであり、歳出では動画送出システム設計構築、文字放送システム賃借料等が入っているとの説明でした。町に移管されてから14年が経過し、設備は老朽劣化のため答申に基づき23年度末には電話方式から告知システムへの変更に向け、現在切替準備を進めているとの説明でした。

以上 8 議案についての審査結果は別紙審査報告書のとおり、すべての議案について委員全員一致で認定としました。全委員の賛同をいただき認定下さいますようお願いし委員長報告といたします。終わります。

○議 長

委員長報告に対する質疑を行います。ありませんか。

(質疑 な し)

○議 長

質疑を終結します。日程第2、議案第1号平成22年度辰野町一般会計決算の歳出の内、3. 民生費、4. 衛生費（水道費を除く）、10. 教育費、議案第8号平成22年度辰野町国民健康保険特別会計決算、議案第9号平成22年度辰野町国民健康保険第一診療所特別会計決算、議案第10号平成22年度辰野町国民健康保険川島診療所特別会計決算、議案第11号平成22年度辰野町後期高齢者医療特別会計決算、議案第12号平成22年度辰野町老人保健医療特別会計決算、議案第13号平成22年度町立辰野総合病院事業会計決算、議案第14号平成22年度辰野町介護老人保健施設特別会計決算、議案第16号平成22年度辰野町介護保険特別会計決算認定の件を議題といたします。福祉教育常任委員会における審査結果を福祉教育常任委員長、中村守夫議員より報告を求めます。

○福祉教育常任委員長（中村）

福祉教育常任委員会に付託されました決算関連議案は、議案第1号平成22年度辰野町一般会計決算、歳出の内、3. 民生費、4. 衛生費（水道費を除く）、10. 教育費、議案第8号平成22年度辰野町国民健康保険特別会計決算、議案第9号平成22年度辰野町国民健康保険第一診療所特別会計決算、議案第10号平成22年度辰野町国民健康保険川島診療所特別会計決算、議案第11号平成22年度辰野町後期高齢者医療特別会計決算、議案第12号平成22年度辰野町老人保健医療特別会計決算、議案第13号平成22年度町立辰野総合病院事業会計決算、議案第14号平成22年度辰野町介護老人保健施設特別会計決算、議案第16号平成22年度辰野町介護保険特別会計決算の9議案であります。去る12日13日の両日委員会室にて委員全員出席のもと、関係職員の説明を求め慎重に審議を行いました。数字などにつきましては決算書ほか関係資料をご覧いただきたいと思っております。翌14日、町担当者も同行し辰野中学耐震補強工事、歩歩清風において介護基盤緊急整備特別対策事業施設開設準備経費助成特別対策事業、またふらっと辰野にて同じく、福寿苑で施設開設準備経済補助特別対策事業、療養室改修工事の現場視察を行いました。

議案第1号平成22年度辰野町一般会計決算の内、民生費について、社会福祉総務費委託料の地域活動支援センター分は県社会福祉事業団へ、ボランティアセンター分は町社会福祉協議会への指定管理料です。福祉タクシー・バス利用については、前年の24枚配布から50%増の36枚の配布となり、前年比約9%増の30.9%の利用率

でした。扶助費の質問に対し、身体障がい者等支援事業の扶助費は国・県から4分の3の補助を受け、町は4分の1を持ち、障がい者自立支援対策事業で前年比140人増の延べ1,585名、地域生活支援事業で904名などへの負担金であるといった説明でした。老人福祉費の配食サービスは36人に対して行っています。負担金の建設償還金は、長谷のサンハート美和・箕輪町のみのわ園・飯島町の越百（コスモ）園・南箕輪村の特養老人ホームとかたくりの里の5施設です。介護予防拠点整備事業補助金の内訳の質問に対し、ふらっと辰野へは介護基盤緊急整備補助金として特養の上限400万円で定員29名分の1億1,600万円と施設開設準備経費等補助金として上限60万円で定員29名分の1,740万円の合計1億3,340万円を補助、歩歩清風へは基盤緊急整備等補助金としてグループホーム上限の3,000万円と施設開設準備経費等補助金60万円で定員18名分の1,080万円、合計4,080万円を補助、のぞみへはスプリンクラー工事代金で450万円を補助、ゆうちゃん家へ内装工事代金150万円を補助したとの説明でした。老人保護措置事業は特養入居に至らない者で前年より2名増加しており、南箕輪老人ホームへ8名、聖母寮へ3名、みすず寮へ7名、和楽荘へ2名の合計20名であり、入所措置費は基本額と条件による加算額の合計であるとの説明でした。公費給付費の役務費は国保連への支払いであり、福祉医療申請証明手数料1件195円、前年比5,542件増の3万7,705件の実績でした。公費給付費の扶助費は3,919名分であり、あんま・マッサージ等の助成対象者は70歳以上で申請による者であるとのことで、41件ありました。22年4月から児童手当事務費と子ども手当事務費がひとつになり扶助費は、前年比6,211名増の延べ3万349名に対して支給されました。国民健康保健事務費における保険基盤安定負担金は、国が2の1、県と町が各4分の1の負担割合との説明でした。児童福祉費における保育園運営費の賃金は臨時職員が26名、及び代替職員と子育て支援相談員分であり、相談員は常勤1名と臨時2名がローテーションを組み交替で実施しているとのことです。保育園の定員オーバーの質問に対し、中央、新町、東部の3保育園がオーバーしているとの説明でした。長時間保育は、働きながら子育てをせざるを得ない保護者のために制度化され、その成果も上がっているところです。22年度において午後4時から7時までの長時間保育は1時間ごとに単価が決められており、当初契約の時間よりわずかな遅れでも1時間の緊急保育内に入り1時間分の緊急保育料金（500円）を徴収され、保護者からの不満の声もあるようです。例えば30分単位にして半

額にするなど保護者の勤務状態に合わせた弾力的な運用が望まれます。委員会審査における要望事項として提出してありますので、長時間保育体制とその料金についての見直しの検討・改善をお願いするものです。AEDの支給先の質問に対し、安心子ども基金事業費における自動体外式除細動器を6保育園・ヨゼフ幼稚園・子育て支援センターへ購入しました。衛生費について、予防費の結核検診撮影で65歳以上2,511名、インフルエンザ予防接種で65歳以上4,577名、及び子宮頸がんワクチン接種156名に対する委託料が主なものです。環境衛生費の辺地対策浄化槽事業では21年度から始まり、交付税92%の補助を受け鴻の田で実施するものです。同じく、太陽光発電システム設置補助は上限が14万円であり、申請が昨年の23件から44件と大幅に増えました。地方消費者行政活性化事業の需用費は、エコバックを購入したものであり、2種類のエコバックをどうやって町内全戸配布するか検討中とのことです。聖地管理事業についての質問に対し、管理料は一律年間2,000円であり委託料は個人分以外の土地の草刈り・手入れをするよう業者への支払いでありまだ28区画が残っているとの説明でした。積立金の利用方法の質問に対し、霊園管理基金積立金は1,600万円ほどあり有効利用を検討中との説明でした。訪問介護サービスステーション事業で現在の勤務状態の質問に対し、職員2名と臨時3名が毎日1、2名でローテーションを組み、交替で訪問、ほかに月2回第1・第2グレースへ半日ずつ訪問。日中はこれで手一杯。夜間は、職員2名が交替で携帯電話を持って対応し、必要に応じて訪問もあると説明がありました。委員から現在は人手不足であり苦しいが将来性はありこの事業を伸ばしていくための、一般会計からの補助は十分理解できる。パートを増やし発展していけるよう方向性を見つけ伸ばしていけたら良いとの意見がありました。塵芥処理事業の不燃物収集・古紙類収集・可燃物収集委託は3年契約であり、その算出根拠は地区数・人件費により1年毎に決めているとのことです。教育費について、教育総務費の補助金で、幼稚園就園奨励費は町民税納付額を4段階に分け、53世帯60人に補助している。幼稚園教育振興補助金は、直接ヨゼフ幼稚園に支払っている。教員住宅の公有財産購入費はラフォーレとメゾンけやきのものですが、ラフォーレは平成22年で終了、メゾンけやきは平成27年までとなっています。教育振興費の要保護及び準要保護就学援助費は、小学校で69世帯90名、中学校で37世帯38名に支払っているが事情によりその分から給食費等をいただくこともある。同じく教育振興費で辰野中学校耐震補強事業では、設計監理を

イトウ建設事務所、補強工事をヤマウラへ依頼し22年度事業で完成しました。公民館費の公有財産購入費では、羽場区は法人格でないため登記ができずコミュニティーセンター用地を町が買い上げ登記した。羽場区より同額が入金されております。辰野図書館は常勤3名と臨時3名で勤務のローテーションを組み、22年度利用者数は前年比の94.9%で1万9,200名。年間貸出し数は前年度比の109.2%で7万5,772冊でした。小野は午後1名が勤務し、22年度利用者1,711名、年間貸出し数3,173名でした。辰野では現在15冊位の長期未返却があり、確認を急いでいるところですが。一般からの寄贈については、辰野町の関係図書で比較的新しいものは受けるがその他の小説物等はほとんど受けない。美術館は常勤・臨時・代替要員各1名が勤務。昨年は「山下清とその仲間達の作品展」を行い25日間で2,572名の入館、入館料約170万円、国助成187万円、一般会計より約160万円を諸経費に充当しました。静岡からの作品借用だけで200万円の費用でした。22年度、3階展示室に冷暖房設備を設置しました。埋蔵文化財発掘事業では全額国庫補助で、神谷所（かみやどこ）・おんまわし遺跡、樋口区にあります。遺構遺物発掘整理を行い、完成品は美術館で展示、調査済み遺物は旧新町保育園に保管されています。また、羽場城跡遺跡発掘作業も開始されております。次に町民会館の利用状況の質問に対し、22年度利用件数は3,732件と前年比126件増えましたが、利用者数は5万7,700人で前年比6,223人と大幅に減少したとの説明でした。22年度舞台照明設備の改修工事を実施しました。保健体育総務事務の委託料の支払い先については、荒神山スポーツ公園内での「ほたるの里活ふれあいフェスティバル」の一切の費用として実行委員会に支払いました。スポーツ公園管理事務所職員とシルバー人材センターの作業内容についての質問に、6人の臨時職員がローテーションを組み受付・草刈り等の公園管理を日勤で実施、夜間はシルバー人材センターが担当しているとの説明がありました。また、荒神山スポーツ公園・丸山球場・社会体育館の草刈などを管理事務所の指示によりシルバー人材センターが請け負っております。ほたるドームの雨漏り修理の質問に対し、各施設のトイレ改修、必要箇所へのエレベーター設置等ドームの雨漏りも含めて検討しているとの説明でした。

次に特別会計に移ります。議案第8号平成22年度辰野町国民健康保険特別会計決算、被保険者数は5,771名となり加入世帯3,264世帯となっています。歳入歳出差引は3,736万円で21年度の2.5倍の繰越しとなったが、同程度の国庫返還金がある

ので実質 0 円に近くなるとの説明でした。保健事業では、人間ドッグの補助金を日帰り 143 人に 2 万円、1 泊 2 日 51 人に 4 万円、脳ドック 34 名には経費の 2 分の 1 補助を出しており、特定健診の強い勧めにより昨年よりは全ドックともに増えております。諸支出金の繰出金で辰野総合病院は昨年比約 600 万円、両小野国保は 800 万円の減額であり、第一・川島両診療所はそれぞれ 0 から 50 万円と増額しています。

議案第 9 号平成 22 年度辰野町国民健康保険第一診療所特別会計決算、毎週月・金の 2 日間午後 1 時から 5 時までの診察と往信で年間診療日数 94 日、年間診療者数 643 人で前年比 1 名増、1 日平均 6.8 人強となり診療日数は同じ、診療収入は実質前年比 35 万円程の減額となりました。繰入金が 50 万円あるので、歳入歳出差引残高 35 万 7,000 円が 23 年度への繰越となっております。

議案第 10 号平成 22 年度辰野町国民健康保険川島診療所特別会計決算、毎週火曜日午後 1 時から 5 時までの診察と往診で年間診療日数 48 日、年間診療者数 325 人で前年比 57 人減、1 日平均 6.8 人弱となり診療日数は同じ診療収入は実質前年比 68 万円程の減額となりました。繰入金が 50 万円あるので、歳入歳出差引残高 31 万円が 23 年度への繰越金となりました。

議案第 11 号平成 22 年度辰野町後期高齢者医療特別会計決算、後期高齢者医療制度は高齢者の医療の確保に関する法律に基づく制度として、平成 20 年 4 月 1 日から創設された制度です。収納率も年金からの天引きや納入者が高齢者の方々でもあり、収納率は 99.2% とすることができました。歳入歳出差引 199 万円を 23 年度へ繰越しました。

議案第 12 号平成 22 年度辰野町老人保健医療特別会計決算、後期高齢者医療制度の創設により 20 年 3 月の診療分をもって診療給付は基本的に終了となり、平成 23 年 3 月までは遡及請求等にかかる給付を行ってまいりました。今年度は歳入歳出総額 1 万 4,000 円の同額で決算となり、特別会計は終了となりました。

議案第 13 号平成 22 年度町立辰野総合病院事業会計決算、平成 22 年度の業務実績は 4 月から整形外科医が非常勤医師体制となり、11 月から内科医師 1 名が常勤から非常勤となり、常勤医師 6 名体制になりました。職員構成は医師 2 名減、看護師・准看護師各 1 名減、医療技術員当の増減も入れ前年比 3 名減の 116 名体制です。診療収入では、外来では患者数が 6,237 人減少し 2,180 万円の収入減になりましたが、入院では医療連携支援室、亜急性期病床の稼働も功を奏し患者数は 1,848 人の減少

でしたが108万円の増収となりました。医業外収益も加えた総収益は一般会計からの繰入金等もあり、前年比2%、3,497万円増の17億5,934万円となりました。医業費用では、給与費が2名の医師の減少が大きく影響し前年より3,942万円減少しました。総事業費用では前年比3%、5,493万円減の17億9,525万円となりました。医師の減少による収入減の影響が大きく差引き3,591万円の赤字でした。未収入金が多いが内訳の質問に、診療報酬が2箇月遅れで入る分が2億円弱、残りは患者の未払分であり回収にも検討し努力しているとの説明がありました。病院移転新築を目前に控えているにも関わらず、経営状況は厳しさを増しており早急に抜本対策を講ずるべきであるといった意見が多く出されました。今後、機会ある毎に要望し解決していきたいと思えます。

議案第14号平成22年度辰野町介護老人保健施設特別会計決算、歳入歳出差引は、前年比4.3倍の93万円余でこれが繰越となっておりますが、金額的には低い水準であり厳しい経営状態は例年と変わっておりません。入所者は1日平均47.3人で前年比0.9人減少しました。通所者は延べにして前年比74名増の1,197人で1日平均は対前年比0.3人増の5.0人でありましたが、更なる取り組みを期待するところです。福寿苑の今後のあり方について廃止すべきか、現状での存続か、他組織での指定管理か早急にその方向を打ち出すべきである、といった意見がありました。辰野総合病院と福寿苑、それぞれにインシデント報告、ヒヤリ・ハットですが、についての現状を質問したところ、辰野病院では月20件程度、報告は院長まで。福寿苑では殆どないとの回答でした。特に医療・福祉施設では病気の人・ケガ人・お年寄り・障がい者等が相手であり、気をつけていけば結構あると思えます。安全管理の充実には患者・利用者の生命を守ることに直結しており、特に重要な部門だと思います。発見・報告の少なさは、安全管理対策への取り組みの弱さと感じます。些細なことでも見つけ、理事者まで報告し改善対策に職場全体で取り組み安全管理体制の充実を図ることを要望いたします。

議案第16号平成22年度辰野町介護保険特別会計決算、在宅サービスや福祉施設に入所して受ける施設サービスは、前年比1,500件増の2万1,792件で、7.4%の伸びでした。保険給付金は前年比3.9%5,394万円増の14億4,380万円です。包括的支援事業では14事業所に対し介護予防ケアマネジメント委託料を支払っています。歳入歳出の差引きは前年比49万円減の205万円となり、23年度への繰越ししました。

以上、本定例会福祉教育常任委員会に付託されました議案につきましては、慎重に審査の結果、全議案を委員全員一致で認定といたしました。全議員の賛同をいただき、認定下さいますようお願いし委員長報告といたします。

○議長

委員長報告に対する質疑を行います。ありませんか。

(質疑 なし)

○議長

質疑を終結します。只今、委員長報告の中に委員会審査における要望事項等がありましたので、町長より答弁を求めます。

○町長

今、各委員長の方から委員会審査の報告をいただきましたのでその中に、要望の部分が含まれてるわけでございますので、答えられることにつきましてお答えを申し上げます。まず総務の方のあれであります、総務産業常任委員会の方の質問であります。まず観光事業につきましてのご指摘でありまして町の方が現在進めております観光立町と名打って今現在進めているところでございますけれども、更にもう少し拡大をというふうなことでございます。これにつきましては現在、ホームページで日本のおへそ辰野.jpのブログへ掲載いたしておりまして、毎日537名とかですね、観光の部分は89名、日当たりです。そしてまたjp40人、日であります。ユーザーの数が出ております。数字上の判断はなかなかこれ難しいわけですがかなりこれ効果が上がってるだろうと思われまして、また本年度は観光PR用のCDも作成することになっております。観光資源発掘につきまして、更にまた進んでまいりますが、組織的な問題なども今ご指摘でございます。上伊那広域の中でもこの組織づくり活かしながらということでもありますので、広域との連携しながらもまた検討してみたいと思います。いずれ課の再編につきましてはご指摘でございますけれども効率的かつ、効果的な執行体制の構築が必要でありますので、事業量の数なども調べながら、動向を見ながら組織のことも検討をして続けていきたいこんなふうに思っています。2番目の問題に対しましてこちらの方へ提案いただいておりますのが町営住宅の問題であります。ご存知のとおり新しいものもありますけれども、一番古いものは昭和26年の宮木の下町団地1棟をはじめ、平成2年以前の木造建築などが全体で約60棟あるところであります。この内、政策ということで

ざいまして、政策空き家という方法を取りまして「すぐに出て行ってくれ、壊すからとか建て替えるから」っていうわけにいかないわけでありまして、地上権でなくて居住権を住民の皆さんお持ちでありますので空けて、出たら入れない、出たら入れないを繰り返しながら、ある一定の空き数を確保した状態でまたしていかなければ次の段階に進めなければ出れないということでもあります。管理戸数 204 戸の内、現在33戸が政策空き家として現在持っております。そのある一定の面積あるいはまた棟数などが空いてまいりますと更新または廃止というようなことになってまいります。老朽化で直しても無理、あるいはこれは廃止した方が良いという所は見宗寺団地での問題であります空き家、空き家と言いますか町営住宅でありますので本年度廃止を行って売却して、町営住宅の整備基金に繰り込みながらまた新築の方へも使っていきたいと思っております。平出団地につきましては辰野町の第五次総合計画でもう1棟12戸を平成27年のように着工できるように計画を現在組んでいるところであります。いずれにしても古いということでもありますけれども、相当長期間安価な家賃で入居されているということでもありますので、当然生活の負担も少ない高齢者が多いというふうなことになってまいります。そこを建て替えますと新しい家賃が算定されます。今まで入っていた人がもう一度入るっていう時には新家賃、即適用でありませんが、しかしくぶん以上は上げていかないと、新たな投資という形になります。そういったところで非常にこの難しさがあるわけでもありますので政策空き家をやっておりますと非常に時間もまた掛かってくるというようなことで痛し痒しの部分もあるわけでもありますけれども、何とかそういったところは早く建て替えていくように進めていかなきゃならないと、こんなことでもあります。なおまた公営住宅の長寿命化というような形も考えまして、改善に努めましてまた居住環境の整備も中の改装なども行って行かなきゃならない、こんなところでございます。もう1点は福祉教育常任委員会の方からのご指摘であります。ヒヤリハットなどの問題はどうかというふうなことでこれに対するご指摘でございますけれども、病院の場合にはヒヤリハットと同じことでもありますけれどもアクシデントということで、これは事故であります。しかしそれに至るまでの状態をインシデントというふうなことで、インシデントとアクシデントと分けてチェックし報告をさせているわけでもあります。結局インシデントっていうのは事変と言いますか、事故まで至る前のできごとであります。報告はそれぞれがさせておりますし、また現在病

院の医療安全委員会も設置してありますので各課の代表で構成されるわけでありませんが、委員長は宮永医師が現在担当いたしております。こういうことでそこへは全部報告があるわけでありまして、まあインシデントぐらいの問題につきましては4月に17件、5月に11件、6月に7件、7月に11件、8月に10件などあります。転落事故につきましてはこれはもうアクシデントに入るわけでありまして、けれども若干、月に2、3件あることもございます。しかしそれもゼロに持ってくつていこうのはどこの病院も非常に難しいんですけれども、特にベットなどの転落、同時にまた歩行中、その他の中での転倒ですかね。こういったことはなかなかこれ裏腹になっておりまして、そうしますと歩いている皆さん方ももう少し歩く、特に回復期を担っておりますので、じゃあ無理させなんで転倒あるから全部車イスにしようとする、そういう方法もあります。ベットで転落を完全に防ぐということになりますとこれ拘束ということで、そこから出れないようにしようとする。これが安全かどうかということではありますが、確かに安全は確保されますがそこがやはり痛し痒しのところではありますが、あまり病的にひどい場合には家族あるいは本人の了承を取りながら拘束も取っておりますが、できるだけ自然に返す。自然に返すって言いますか機能を元に戻す。そういった方法の中でいきます。とにかく急性期の病院なんかは何か悪いことがあって入院いたしますと、特に高齢者に多いですけどもそのものは治りますが、ほかの機能が大体ダメになる。特に大きな大腿部頸部などの骨折などに至りましてのやはり退院、退院でそのまま即退院で家で暮らせるっていうわけじゃないんですが、一応退院の目安が2、3箇月ということになってます。

2、3箇月治療し、手術しやってみますと本当にもう最初は当然歩けないわけですので筋肉が細ってしまっただけで歩けなくなる。若い人でも筋肉が細って歩けなくなります。それをどのように回復期、あるいは急性期の中でも一部回復、そのあとまた回復の中でもって担当して戻していくわけでありまして、なかなかさきほどのようにアクシデントまで至るかどうかわかりませんが、いろんな事故も起こりやすい、こういうことでもあります。完全にゼロっていうことになるとさきほどのような話にまた落ちてしまう。非常にどこの病院でも大体ある例がありますがそのようなことはあります。しかし全部これ理事者まで内容報告させているかということになりますが、これアクシデントは全部報告がありますがインシデントの段階は病院の中で報告は理事者の方まで来ませんけれども、それぞれ原因

を究明しそしてそうならないように、もちろんやむを得ない場合であってもそうならないように、完全についていってさきほどの拘束と、そのへんをどのように分け使いをしていくか検討中でございます。ほかの部分でもそういったヒヤリハットということではございますので、なおなおまた更に鋭意事故の一切起こらないような方法を考えるようには進めてまいりたいとこんなふうにも思っております。もう1点は保育園の問題でありましてご指摘でございますけれども、ご存知のとおり通常保育は8時から4時までということでありまして、長時間保育は朝であれば7時半からあるいは8時まで受け付けておりますし、夕方は4時から7時までの状態を続けているわけでありまして、そういう中で緊急保育という形になってまいりますと、料金は1時間あたり500円ということでありまして、緊急保育を該当しなくて長時間という形になりますとそれぞれまた料金が決まってくるわけでありまして、1時間あたりが1,000円ということでありまして、また夕方などでは1時間あたり2,000円ということをやっておりますけれども時間帯とかあるいはまたその世帯の収入などによってこの金額が違ってくるわけでありまして、少し遅れてまあ1分もつということはないんでしょうけれども、少し遅れて来ても次の1時間の料金が適用してしまうからどうなのかということでありまして、いろいろと町の方も無理のないようにということでありまして、しかしただそこで時間が若干いろんな場合で連絡もなく遅れるということになりますと、受け持っている保育園の態勢も考えていただきたい。やはりそれだけ職員をあるいは専門職員をあるいは臨時職員を該当させて、そこで待たせているわけでありまして無料というわけにはいきません、この支払いの方も。ということでありまして連絡取るなりいろんな方法もあるわけでありまして、さりとて緊急扱いにしてしゅっしゅ緊急時間というような形でもって、緊急保育というふうなことを望まれるようでありまして、これはまあ長時間保育に切り替えてもらわなきゃならないと。いろんなこのシステムの方法があります。町の方でここでこういう決めることでなくて、この件に関しましては運営委員会がございまして運営委員会の方の決めでございましてこんなようなことやってますから、もう一度見直すかどうかということにつきましても、保育園の運営委員会で検討をお願いしたいというふうにご指摘もございまして、以上、要望であります。少しお待ちください。それから新築中の辰野病院周辺の有効利用の問題で住宅政策なども検討すべきだというふうにご指摘もございまして、これはまだ現

在どのように使っていくか、またあるいは福寿苑の方の問題、更にはまた福祉課、あるいは建物自体のやはり耐震構造に替えなきゃいけないってやってるわけでありますから耐震じゃない建物でございます。同時に土地が空けば地主さんに返すのが普通の当たり前の方法でございますが、空き地がまた使える何か方法があればというふうなことでありますが合わせてこれは検討中でございますのでよろしくお願いしたいと思います。以上であります。

○議 長

次に委員長報告の行われました、日程第1から日程第2までについて一括して討論を行います。ありませんか。

(討論 なし)

○議 長

討論を終結します。これより採決いたします。はじめに議案第1号平成22年度辰野町一般会計決算についてを採決いたします。お諮りいたします。委員長報告は、いずれも原案認定であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第1号は、委員長報告のとおり認定されました。次に、議案第2号平成22年度辰野町上水道事業会計決算、議案第3号平成22年度辰野町簡易水道特別会計決算、議案第4号平成22年度辰野町小野簡易水道特別会計決算、議案第5号平成22年度辰野町公共下水道特別会計決算、議案第6号平成22年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計決算、議案第7号平成22年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計決算、議案第8号平成22年度辰野町国民健康保険特別会計決算、議案第9号平成22年度辰野町国民健康保険第一診療所特別会計決算、議案第10号平成22年度辰野町国民健康保険川島診療所特別会計決算、議案第11号平成22年度辰野町後期高齢者医療特別会計決算、議案第12号平成22年度辰野町老人保健医療特別会計決算、議案第13号平成22年度町立辰野総合病院事業会計決算、議案第14号平成22年度辰野町介護老人保健施設特別会計決算、議案第15号平成22年度辰野町有線放送特別会計決算、議案第16号平成22年度辰野町介護保険特別会計決算、以上、15議案について一括して採決いたします。お諮りいたします。委員長報告はいずれも原案認定であります。委員長報告のとおりに決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第2号から議案第16号までの15議案については委員長報告のとおり認定されました。日程第3、議案第17号辰野町税条例等の一部を改正する条例について、日程第4、議案第18号辰野町都市計画税条例の一部を改正する条例について、以上2件を一括議題といたします。総務産業常任委員会における審査結果を総務産業常任委員長、船木善司議員より報告を求めます。

○総務産業常任委員長(船木)

条例等の審査結果を報告いたします。本定例会初日、総務産業常任委員会に付託されました、議案第17号辰野町税条例の一部を改正する条例について、議案第18号辰野町都市計画税条例の一部を改正する条例についての2件について、去る13日担当課長、担当職員の同席を求め慎重に審査を行いました。以下、委員会の審査内容に沿って結果を報告します。議案第17号辰野町税条例の一部を改正する条例について。この議案は平成23年度税制改正により、地方税法等の一部を改正する法律及び関係政令が、平成23年6月30日に公布されたことに伴い辰野町税条例の一部を改正したいとするものです。その概要は1つとして各税の未申告者等について今まで3万円の過料を科すとされていたものを10万円に引き上げること。2つ、東日本大震災により住宅や家財等の損失について、その損失額を22年度分の総所得金額などから雑損控除として控除できること、また雑損控除を適用して前年分の総所得金額などから控除しきれない損失額についての繰越期間を3年から5年に延長するなどの説明でした。委員から時宜を得た条例改正であるとの意見が出され、全員一致、可と決しました。議案第18号辰野町都市計画税条例の一部を改正する条例について、この議案は前17号議案同様地方税法の一部改正により、辰野町都市計画税条例の一部を改正したいとするものです。その概要は厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るものとして、都市計画税課税標準の特例措置の新設等関係する項の改正であるとの説明です。委員からは特段異論なしとのこと、全員一致で可と決しました。以上、2議案について委員会における審査の結果を報告しました。全議員の賛同をいただき可決くださいますようお願いし、委員長報告とします。

○議 長

委員長報告に対する質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。はじめに議案第17号辰野町税条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。次に議案第18号辰野町都市計画税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第18号は、委員長報告のとおり可決されました。日程第5、議案第19号平成23年度辰野町一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○中谷(5番)

ちょっと3点ほど説明をお願いしたいんですけども、一般会計補正19号のページで25ページの林業費01の林業事業の13の委託料84万円のことですけれども、森林整備計画、どんな計画が立てられて今回変更するための委託料が84万ということですが、どんなような構想で動くのかそんなようなことをお聞きしたいです。それから同じく林業費の19の所で負担金の関係、補助及び交付金でありますけれども有害鳥獣駆除の関係でもって長年の要望、70万付けていただいたっていうことで評価をしているところでありますけれども、具体的に70万をどのように交付していくのかその林業関係はその2点。それから続きまして27ページの土木費の03の道路を新設改良事業につきまして、13の委託料、それから15の事業請負費、それから22の補償、補填それから賠償等、主なもので結構でありますので簡単にどんなことに使いたいのか、そういう内容をお聞きしたいです。それから3点目であります29ページの09の消防費でありますけれども、02の非常備消防事業の関係で15の工事請負費の3,323万の不用減額ということですが、その内容、どんなものがこういう

ことで今回不用になったてその理由を簡単に結構ですので、以上3点概略で結構ですのでよろしくをお願いします。

○産業振興課長

それでは私の方から25ページの森林整備計画の一斉変更についての委託料の関係についてご説明をいたします。平成24年度から山林関係団体が間伐等を行う補助金を受けるわけでありまして、この補助金を受けるために森林経営計画を樹立することが必要になってきております。これを町が審査するわけでありまして、審査する方法として現在、紙ベースで持っております計画を電子化して整合性を図るということで一斉の変更を行うものであります。委託先といたしましては上伊那広域連合で運用しておりますGIS等を利用しながら整備をしていくということで委託をするものではございます。それから次の有害鳥獣駆除の残渣処理の補助金でございまして、現在考えているのは、猟友会7支部に対しまして10万円ずつ70万ということで考えております。主な補助内容といたしましては獣害の残渣処理に使用いたしますバックフォアの借り上げ料というような形の中で、補助を考えております。以上です。

○建設水道課長

それでは08、07の道路改良事業につきましてご説明させていただきます。13の委託料でございまして現在平出下町地区において、県の伊那辰野線の歩道設置事業を行っております。大分用地の方も進みまして一部工事も着手されていることで皆さんもご存知だと思いますが、そこを起点といたしまして法性神社に上がって道路につきまして以前より道路改良等の要望がありました。今回歩道との拡幅に伴いまして事業化を進めるものでありまして町道2126号線、その地形測量等に掛かる費用でございまして、15の工事請負費でございまして、平成20年の7月6日、平成23年の4月の23日、神戸坂でございまして、新町の、2度程法面の崩落等がございまして先般も1回直しましてまた路面の陥没等がありましたが、23年の8月9日です。それに伴いまして先般の復旧につきましては路面水が国道の方に出て路肩を崩落させたという状態でございます。その復旧につきましては伊那建設事務所さんの方で事業化をしていただきまして復旧が終わりまして、やはり今後法面の安全を図るといふ形の中において水切り溝等をその設置をしたいということで、工事請負の300万を計上させていただきました。それから22番の工作物等移転費用でございまして、

現在予算されております上辰野の甘露井線等について今現在細部測量等を行っているところでございますが、一部これの補償的なものが出てくるという形、また現在申し上げました中の神戸坂の立木等が一部掛かるじゃないかということで概略見積らせていただきまして、110万というものを計上させていただきました。以上でございます。

○議長

よろしいですか。

○消防署長

それでは9款の消防費でございますが15の工事請負費、これにつきましては平成23年度の消防防災施設整備補助金の申請をしたわけでございますが、補助金について国からの配分がなされなかった、そういうものの防火水槽6基分でございます。以上でございます。

○議長

よろしいですか。

○中谷（5番）

はい、分かりました。

○議長

ほかに。

○根橋（3番）

21ページの社会福祉関係の0301総務事務の中の委託料の中に、要支援者支援システムライセンスほか委託料399万5,000円ということになっております。この要支援者支援システムというのはどのようなシステムでどのような機能があるのかご説明をいただきたいと思います。

○保健福祉課長

それでは21ページの要支援者支援システムライセンスほか委託料ということでございますが、今回ですね地域支え合い態勢づくり事業補助金というような内示がございました。これを利用いたしまして平成21年に町が整備しました災害時要支援者避難支援システム、それと平成22年から社会福祉協議会で進めております災害時住民支え合いマップこれを今回導入予定の新しいシステムに、入力をするによりましてより詳細な情報、地図が作製されます。災害時、関係者、危機管理係、保健

福祉課、消防署、町社協、更には区消防団等の情報が共有ができて、緊密な連携ができるようになるというシステムでございます。主な現在のデータの中では要援護者の情報だとか消火栓防火水槽、AEDの位置だとか避難所の施設情報、行政区会のデータ、また県の土砂災害の警戒区域、町震災浸水想定区域図などが現在も入っておるわけでございますが、これは新しいシステムに入れることによりまして更なる内容の充実、そして新しい機能としまして電話番号の入力検索機能、それから自動、電話番号に、消防署に電話掛かってきますと自動的に位置表示機能、並びに土地の検索、文化財情報、それから高速道路のキロポストの情報などが今度新しくこの設備によりましてできるということになります。その関係で備品として消防署の通信室、それから災害時の対策本部になります2階の会議室の方に今回この事業を通じまして専用端末を置きたいというふうになっております。並びにプロジェクター、スクリーンを設置して災害時の本部の機能充実を図っていくというような内容でございます。以上でございます。

○議長

ほかにありますか。

○宮下（11番）

15ページの地域振興基金にこれあと関連しますけれどもこの基金についてと、それから19ページの企画事務の中の辰野パークホテルのマイクロバスについてお尋ねします。まず最初にこの地域振興基金についてですけれども、介護予防空間整備事業750万プラスそれぞれ200万ここを出るようになってはいるんですけど、この地域振興基金というものはどういうものであり、またこの介護予防空間整備事業のみにしか使えないのか、それから今後またそれぞれの地区からこういうものが事業が出てきた場合、引き続いてこの基金を使えるのかどうか。それともう一つはマイクロバスですけれども6月議会にかやぶきの館が同じく1台更新をしておりますけれども指定管理者の場合、車両管理はそれぞれの指定管理者がやっているのか、この更新についてどういう査定をして更新にここに上げたのか、お聞きしたいと思います。以上です。

○保健福祉課長

それでは今回介護予防センターの改修ということで、小横川、新町、赤羽第1、下辰野桜町の施設を介護予防の適した施設に改所するという中で、財源の中で

ございます。今回内示がありまして介護基盤緊急整備特別対策事業で各 750 万、それと15ページにございます各 200 万、合計 800 万の地域振興基金からの繰入金でございますが、これにつきましては昨年22年度に国の経済危機対策事業ということで今回のこの介護基盤緊急整備事業に使うものでございまして、公共投資臨時交付金が昨年22年度と23年度分が一括公募されております。その内、23年度分について一旦地域振興基金に繰り入れてございます。したがって今回4箇所の介護基盤の整備を行うことにより各 200 万円、計 800 万円を取り崩してこの事業に使うものでございます。この公共投資臨時交付金につきましては22年度、23年度に限って利用できるものでございますのでよろしくお願いしたいと思います。

○まちづくり政策課長

たつのパークホテルのバスでございますけれども一応ですね工事、あるいは修繕と同じようにですね50万以上のものについてはですね、私ども町の方でですね何らかの措置をしなければいけないだろうと思ってやっています。それでパークホテルにつきましては現在送迎のバスが3台ございます。それでその内の1台がですかなり老朽化がしておりまして、何とかこの1年もてば良いなあと思っていたところでございます。ここに来ましてですねエンジンの不具合が悪くなったため安全面を考慮しましてですねお願いをするものでございます。買い替えの車につきましてはですね平成4年のマイクロバスでございます。走行距離が約28万キロであります。塗装が剥げておりまして車体に穴が空いているというような状況で、なおかつ乗り降りするドアがですね、ご承知かと思えますけれども本来自動でなくてはいけない所がですね手動になっているということで、これではいけないってということで是非買い換えをして、あの車を長距離走らせるとちょっとまあ危険、あるいは町のイメージがダウンするということの中でですね是非買い換えをお願いするものであります。よろしくお願いいたします。

○宮下（11番）

今、地域振興基金についてですけれども、期限があるということですがもしこの介護予防空間整備事業が今後なければ、ほかのものにも使えるということですか。

○保健福祉課長

現時点ではもう少し出てくる予定でおります。それに使って余れば、福祉関係のこうした修繕等に改修等に使っていけるということでございます。

○成瀬（9番）

すみません。27ページの04の都市計画費でありますけれど、この中の15の工事請負費ですけど都市公園ブランコ設置・撤去工事でありますけど、このブランコの設置の数、またこの547万1,000円っていうのはこのブランコの設置と撤去の工事だけでこれだけ掛かるのか教えてください。

○建設水道課長

只今の質問に対してお答えしたいと思います。都市公園の場所につきましては宮木の辰野公園、これが4連のものでございます。それから宮木の上原公園、これが2連のもの。宮所公園が4連のもの。それから羽場崎公園が4連ものということで座る所が4つある、並んでいるものです。今現在あるものを撤去いたしまして、それに対して今度は新しいものを、今言ったものを設置する工事費でございます。以上です。

○議 長

ほかにありませんか。

（な し）

○議 長

これより議案第19号平成23年度辰野町一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第19号は原案のとおり可決されました。ここで暫時休憩をします。なお再開時間は3時45分といたします。

休憩開始 15時 33分

再開時間 15時 45分

○議 長

日程第6、請願陳情についての委員長報告を議題といたします。本定例会初日、常任委員会へ付託となりました請願陳情について、各常任委員長より審査結果の報告を求めます。はじめに総務産業常任委員会へ付託となりました請願第9号、郵政改革法案の速やかな成立を求める請願書、陳情第11号、浜岡原発の永久停止・廃炉、原発からの撤退、再生可能エネルギーへの転換に向け、期限を決めたプログラムの

策定を求める意見書の提出等についての陳情書、継続審査となっています、陳情第7号、福島第一原発の事故対策の強化、原子力政策の転換、自然エネルギーの研究開発・普及等に関する国あて意見書の採択を求める陳情について、総務産業常任委員長、船木善司議員より審査結果の報告を求めます。

○総務産業常任委員長（船木）

請願陳情につきまして委員会に付託されました委員会での審査結果を報告いたします。去る9月2日当委員会に付託されました、請願第9号郵政改革法案の速やかな成立を求める請願書、陳情第11号浜岡原発の永久停止・廃炉、原発からの撤退、再生可能エネルギーへの転換に向け、期限を決めたプログラムの策定を求める意見書の提出等についての陳情、当2件について13日委員全員出席のもと慎重に審査を行いました。以下、委員会の審査内容に沿って報告いたします。

請願第9号郵政改革法案の速やかな成立を求める請願書、請願者、郵政政策研究会南信北地区会会長、笠原透氏、紹介議員、三堀善業議員、この請願は5社に分割された郵政事業を見直し3社体制へ再編することで郵政グループの一体性を確保し、国民の利便性の向上を図ることを掲げた改革法案の速やかな成立を国に求めるとした請願です。審査に先立ち南信北地区郵便局局長会会長、根橋透氏の出席を求め、説明を受け慎重に審査を行いました。委員からは分社化されてから郵貯、かんぽとも手続きが煩雑化され、しかもサービスが非常に低下した。高齢者離れの分社化だったと感じる。また今回の改革法案の目的がはっきりせず判断が難しいといった意見、更に国民的サービスといった観点からは、改革法案の3社体制に再編すべきである等々意見が出されました。議論の末当請願は継続審査1、賛成5で採択と決しました。

陳情第11号浜岡原発の永久停止・廃炉、原発からの撤退、再生可能エネルギーへの転換に向け、期限を決めたプログラムの策定を求める意見書の提出等についての陳情書、提出者、辰野町平和行進実行委員会代表、吉田まゆみ氏、当陳情は浜岡原発の永久停止・廃炉、原発からの撤退の期限を決めたプログラムの策定を進め、また安全安心の再生可能エネルギーの普及を促進する政策の実現を求める意見書を国へ提出すること、更に有効な再生可能エネルギーの開発と利用対策を町として推進するよう求めるとした陳情です。委員からは、浜岡原発の永久停止・廃炉を求めているが、浜岡原発に留まらず全国的なエネルギー問題を多角的な見地から検討すべ

き時期であるとの意見、また現在国内の電力量は3割程を原子力に頼り、自動車業界は土曜・日曜日操業に踏み切っており、電力需給バランス調整に貢献している中、原子力発電を即停止すれば日本経済は破綻し国民生活は立ち行かなくなりはないか、一方原子力の廃棄物処理方法が確立していない現在、あまりにも危険であり停止・廃止すべきである、といった意見も出されました。また、再生可能エネルギー開発等は一市町村に留まらず国レベルでの取り組みであるべきといった意見も出され、一部に賛成も見られたものの議論の末、不採択と決しました。

次に6月定例会で継続審査となっております陳情第7号について今定例会で審査を行いましたので、その審査結果を報告いたします。陳情第7号福島第一原発の事故対策の強化、原子力政策の転換、自然エネルギーの研究開発・普及等に関する国あて意見書の採択を求める陳情、提出者、上伊那地区労働組合会議議長、平澤敦士氏。委員からは、事故発生以来6箇月が経過した現在なお収束の見えない状況下、国を挙げての対策の強化を要する、また再生可能な自然エネルギーの積極的な取り組みを図るべきであるといった意見、更に農地法の改正を行い耕作放棄地での太陽光発電を可能にすることなど、一方一部原子力発電に頼っている現在、原発停止は日本経済に大打撃を与え国民に疲弊を強いるものであるといった意見も出され、一部賛成者もみられたものの議論の末、一部採択と決しました。

ここに委員会における審議結果を報告し、全議員の賛同をいただきますようお願いするものです。以上、委員長報告とします。

○議長

委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。まず、請願第9号、郵政改革法案の速やかな成立を求める請願書について質疑ありますか。

○根橋（3番）

それでは請願9号について質問をしたいと思います。この請願の主旨からすると本法案によって今問題となっている郵政改革が解決するというか、前進するという立場だと思いますけれども、この法案の成立を目指すことを求めていくということになりますと、この法案の内容についても審議されたのではないかというふうに思うわけですが、さきほどの報告だと問題点の指摘はあったわけですがけれども本改革法案でいろいろ議論になっております、例えば金融のユニバーサルサービスだとか、郵貯、かんぽの全国一律サービスの実現、あるいは地域金融、地域経済に混乱をも

たらずではないかというような心配、あるいは非正規社員が相当数存在することについてこれが正規化できるのかとか、そういった問題が指摘をされておりますけれどもそのような問題についてはどのような議論があったのかお聞きをしたいと思います。

○船木（総務産業常任委員長）

はい、お答えいたします。只今質問のありました郵政改革法案を制定した時のメリット等についてであります。これについてはですね郵便局長会の会長、根橋透氏からですね資料もいただきながら郵政改革法案早期成立を、それから参考資料としての現在の郵政の取り組み、また改革してからの郵政の取り組み状況等資料をいただきながら、その資料の中でも説明をいただいてまいりました。3社体制にすることが有意義であるという結論で委員会の中では一致したところであります。以上です。

○議 長

よろしいですか。

○根橋（3番）

はい。

○議 長

これから討論を行います。委員長報告が採択ですので、陳情原案に反対者の発言を求めます。

○根橋（3番）

それでは請願第9号について討論をしたいと思います。この郵政民営化については小泉改革の大きな柱であったわけですがけれども、現状ではさきほどの委員会での質疑の報告のとおり、これが失敗であったことが年々歳々明らかとなりつつあります。したがって一刻も早くこの郵政改革について方向性を見出していくことは、喫緊の課題であることは全く異論がありません。ところが国会はこの約1年間郵政改革法案をこの政争の具としましてこの法案については審議することなく、棚上げをして継続審査としております。したがって今一番の問題は何かというところこの法案も含めてこの郵政改革について国会で審議が全く行われていないということが一番の問題であると考えます。したがって国及び国会に町議会として要望すべきことは同改革法案を含むこの郵政改革について速やかな審議を求めていくことにあるので

はないかというふうに考えます。ところがこの本陳情というのは速やかな審議を求めるということではなく、一步踏み込んでこの改革法案の成立を求めており、したがって同法案の内容を理解をしていかなければこの成立が否かということは判断はできませんし、そもそもこの法案の審議というのはやっぱり国会に専属されていることであって私どもはその内容は審議の内容を踏まえて問題点等があればそれを指摘をし、意見を述べていくことが妥当であるというふうに考えるわけです。そういった全体をみますと現在の国会の審議状況それからさきほどもちょっと説明もありましたが私自信もいろいろ調べてみても様々な分からないことも多く、今ここで成立を求めるといような形で採択するということは適切ではないというふうに考えます。したがって本陳情はなお一層の調査研究を要するものとして継続審査が妥当というふうに討論いたします。以上です。

○議長

次に陳情原案に賛成者の発言を求めます。

○三堀（12番）

只今出されましたこの法案についての早期成立ということでございますけれども、当然成立にはいろんな審議が伴います。それで十分なものが行われれば良いというふうに考えます。そこでそのまずこの法案でございますけれども、そもそも民営化というのはそれ自体いろいろの問題があったと思います。根橋議員の方からの指摘もありましたようにそうしたことも私も懸念していた一人でございます。しかしこの民営化という形になったというものについては、それ自体これは全て受けていくという考え方もってその中で改革を、郵政法案改革をお願いしたいということでございます。要はその現在の私もその多くの郵便関係の方にいろいろお聞きしましたけれども、遠くの方は行けませんけれども近い所の方にお伺いしましたけれども要は現在の努力が十分に足りているかどうか、それを無視してただ自分たちの考え方だけを持ってきていたんでは、それはダメだよということでもって多くの方に聞きました。それで安易に今までのものを楽な方へ取り戻そうということでもダメだと。そうしたことも多く同僚、あるいは各郵便局長にもお聞きいたしました。そうした経過の中ではこの法律の成立でもって、法案の成立でもって経営が安定し将来有効な企業となるかどうか、このへんもいろいろとお伺いいたしました。これをとおしてそれでは次にまたこれではダメだと、何年かするとそのまた問題を提起す

るのではないか、そんなことをしていたらこれは我々の立場もなくなるしこの法の下に統制されてる国の組織が崩れてしまうよというような話もさんざいたしました。何ごともこれははじめから完璧なものをごさいませんけれども、いずれこの形になった時には民営化をそれ自体を受け入れ、努力を重ねていく中でいろいろのその資料をいただけてきましたけれども、細かいことは申し上げませんが郵政民営化からこのいろいろの問題が発生したこの郵政、それを収束させるには郵政改革法案を速やかに成立させることだという結論に達しましたので、委員長報告のとおり賛成いたします。

○議長

ほかに討論はありませんか。

(なし)

○議長

討論を終結します。これより請願第9号、郵政改革法案の速やかな成立を求める請願書を採決いたします。反対の意見がありましたので、起立により採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は採択であります。本案を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 11名)

○議長

起立多数であります。よって請願第9号は委員長報告のとおり決しました。次に陳情第11号、浜岡原発の永久停止・廃炉、原発からの撤退、再生可能エネルギーへの転換に向け、期限を決めたプログラムの策定を求める意見書の提出等についての陳情書について、質疑ありますか。

○根橋(3番)

それでは質問をしたいと思います。さきほどの報告ではこの本陳情は3項目について取り組みたいという陳情だったわけですけれども、全部不採択ということの報告でした。実はあとでも出てきますがこの陳情9号との関連では、ここで言っている2番の安心安全な再生可能エネルギーの普及を促進する政策の実現を求める意見書の提出と、3番の有効な再生可能エネルギーの開発と利用対策を町としても推進して欲しい、ということについても一括不採択になっているわけですけれども、さきほどの9号との関係では特に2番は矛盾する内容ではないというふうに考えら

れるわけです。したがって全部不採択ではなくもし仮にですとあとで討論しますが浜岡の関係を除いても2番3番については実質的に一部採択ということではないのかと思いますが、そのへんについてはどのようなことで全部不採択になったのか説明をしていただきたいと思います。

○船木（総務産業常任委員長）

それでは只今の質問に対してお答えをいたします。矛盾がありはしないかということですが、まず11号についてはですね頭から浜岡原発について述べております。その中でも1、2、3というふうにありますけれども1についてはですね、いずれ廃炉・撤退へと進むことになるわけですがけれども今から期限を決めたプログラムの策定というものが可能であるのかなのか、このへんが疑問であり委員会の中ではそれは今からできないよという話でございました。また2番の安全安心再生可能エネルギーの普及でありますけれども、さきほど委員長報告の中でも述べさせていただきました原発そのもの大きな観点からですね、研究開発、普及、総合的にものが出てきて良いのではないかということでもあります。3つ目の町としての推進でありますけれども、これはさきほども報告の中に出てまいりました町だけでなくして全国的な取り組みであるべきだということでもあります。ここで矛盾はですね主旨が違うということでありまして、いずれ福島原発についても出てはきますけれども福島原発ではエネルギーを主眼に置きながら出ております。また浜岡原発については浜岡の永久停止廃炉ということでもありますので、この3項についてはですね不採択というふうに委員会では決しました。以上です。

○議長

これから討論を行います。委員長報告が不採択ですのでまず、陳情原案に賛成者の発言を求めます。

○根橋（3番）

只今の説明でちょっと論理的にも内容的にもちょっと理解できない部分がありますが、一応討論をしたいと思います。原案、これを全部採択すべきという立場から討論をしたいと思います。まずこれはここで言うべきことかどうかあれですが、私も辰野町議会議員は町民の、辰野町民の代表として町民の命と暮らしを守る、そういった立場からこういった政治的なことについても判断をしていかなきゃならないと、これは当然のことであるかと思いますが。さて浜岡原発は5機ある原発の内、

1、2号機はご案内のとおり2009年1月に運転を停止しております。政府はこの今年5月6日定期点検により運転を停止している3号機に加えて4号機、5号機の運転停止を中電に要請し中電は5月14日までに全ての原発について運転を中止いたしました。政府が全国で唯一、浜岡原発の運転中止を要請した理由は地震に対して安全性が確保できないこと。地元の意見が停止を求めていること。このように理解しております。その根拠となっているのは1981年の静岡大学の小林助教授、当時ですが、の論文によって原発8キロ以内に8本の活断層があり、ほかに活断層の疑いのある3本のリニアメント、いわゆる疑いのある断層があり、内2本は原発敷地内を走っているというそうした知見、それから発電所敷地内に断層破碎帯が存在することであることということ。加えて東海地震が大きな確立で発災することが予測され、明日起きても不思議ではない事態の中で福島第一の原子炉格納容器自体が地震で損傷があったことが明らかとなり、こうしたことから政府は緊急に要請されたものだと理解をしております。さて浜岡原発に頼らなければ電力が足りなくなるという意見がありますけれども、この夏は節電対応で乗り切ることができネットで公表されている電気予報というのがありますが、そこでも通常90%前後で推移しており極端な不足は幸いありませんでした。中部電力の資料によりますと安定供給には供給予備率8~10%が必要と言っておりますけれども、いわゆるこれは需要に対する余分の分という意味ですけれども、言っております。そういう中で中電としては緊急対策として7月には武豊火力発電所、これは37万5,000キロワットが再稼働し、それから2012年1月には知多第2火力発電所15万4,000キロが再稼働を予定し、さらに2012年7月には新しく上越火力発電所、これは1機59万5,000キロワットでありますが発電を開始することを計画しており、この上越火力発電所は全部で4機の発電機があり2014年にこの4機全部が稼働しますと、合計238万キロの発電量となりこれらを合計すれば浜岡原発全部の発電量361万7,000キロワットの80%に匹敵をしてこれを計算しますと供給予備率8~10%に達するというふうに思われます。こうした中電、こうした取り組みによりまして当面の電力不足を回避しながらその一方で自然エネルギーへの転換を急速に進めることにより、原発に依存しない社会を実現することができると考えます。経済大国のドイツでさえ国家として2022年までには全ての原発を停止する方向に舵を切ったのであります。原発の廃炉はすぐ実現できるものではありません。放射能の安全管理を行いながらの取り壊し作業は終

了するまでに20年掛かると言われており、その間放射性廃棄物の管理が必要になるのです。大事なことは廃炉にするという決断を直ちに行ってその準備に入るということなのです。それがプログラムということなのです。福島第一原発事故後の30キロから50キロに及ぶ周辺自治体での惨状は報道のとおりであり、避難されている方々の多くはいまだ故郷に帰れる展望はなく、首都圏を含む多くの国民が、とりわけ子どもたちが命の危険に脅かされているのです。更に150キロから200キロ離れた岩手県や茨城県まで高濃度の放射能汚染が明らかとなり、浜岡原発まで150キロしかない当町にとって福島第一の事態は決して人ごとではありません。原発なくして産業の発展はない。産業の発展なくして日本は成り立たないと経済界は異口同音に述べていますが、その議論はそもそも産業活動というのは何のためにあるのか、その原点を忘れた、あるいはあえて無視をしている明らかに誤った議論であると考えます。産業振興というのは人間が豊かな生活を物質的に実現していくためにあるのであり、利益追求が第一目的ではない筈であります。すなわち人間の命と健康を守ることなくして産業の発展などあり得ないからであります。どんな時でも命を守ることが最優先でなければならず、命と産業発展とどちらが大事かなどという議論は全く成り立たない議論であります。今原発をなくして地域経済の発展はなしとの立場から原発立地を推進をしてきました福島県や地元自治体は議会を含めて深刻に反省をし、いままでの考えの誤りを認め謝罪をしております。福島県の方々あるいは浜岡原発の近隣の方々に原発なくして日本の発展はないなどと果たして言えるのでしょうか。再度申し上げますが我々は一体誰の味方なのか、誰の代表なのかをよく考えていただき、浜岡原発廃炉のために先頭に立って行動することを呼び掛けるものです。よって本陳情は採択すべきものと考えます。19日には東京で大江健三郎さんをはじめ著名な9人の方々の呼び掛けによる、さようなら原発集会に6万人が集結をいたしました。この集会で作家の落合恵子さんは子どもが夜中に起きて放射能来ないでと泣き叫ぶような社会を続けさせてはならないと訴え、経済評論家の内橋克人氏は、原発エネルギーではなく命のエネルギーが輝く国にしようと呼び掛けました。広島、長崎、そして福島第一と戦後三度に亘る大規模な放射能汚染を体験した唯一の国の国民として、脱原発の声を世界に発信しようではありませんか。そのために奮闘する決意を表明して討論といたします。

○議 長

次に陳情原案に反対者の発言を求めます。

○熊谷（6番）

陳情原案に反対の立場から意見を申し上げます。確かに福島の状態を見ますといままでの原子力エネルギー政策を見直し、転換せざるを得ないということがこの6箇月をとおして分かりました。一方、この福島をはじめとした東北地方の被災地をいち早く復興させるために、現有の発電所は有効利用しなければならないという現実から逃れられないのであります。国内の製造業をみてみますと、3年前のリーマンショック以来、長期低迷が続き国際競争力は失われ近隣の新興国にシェアを奪われ非常に厳しい状態が続いております。この上、更に電力事情が悪化しますと国内の有力企業の海外移転は更に加速すると考えます。中小企業もそれに合わせ、海外移転せざるを得なくなります。国内の製造業の空洞化は避けられないこととなります。そうしますと雇用の場がなくなりますから失業者の増加、あるいは海外への出稼ぎ者が出てくる。そういった事態になると考えます。したがって原発の停止、廃炉は当面できないのであります。現在既に国民の資金を投じ存在する原子炉は有効利用せざるを得ないというのが私の考えです。以上です。

○議 長

ほかに討論はありませんか。

（な し）

○議 長

討論を終結します。これより陳情第11号、浜岡原発の永久停止・廃炉、原発からの撤退、再生可能エネルギーへの転換に向け、期限を決めたプログラムの策定を求める意見書の提出等についての陳情書を採決いたします。反対の意見がありましたので、起立により採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は不採択であります。議事の整理上、採択することについての表決をとります。本案を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 3名）

○議 長

起立少数であります。よって陳情第11号は委員長報告のとおり決しました。次に継続審査となっています、陳情第7号、福島第一原発の事故対策の強化、原子力政

策の転換、自然エネルギーの研究開発・普及等に関する国あて意見書の採択を求める陳情について、質疑ありますか。ありませんか。

(質疑 なし)

○議長

これから討論を行います。委員長報告が一部採択ですのでまず、陳情原案に反対者の発言を求めます。

○根橋（3番）

本陳情につきましては、たいへんいくつかの項目があるわけですが、さきほどの委員長報告はさきほどの陳情第11号と同じく中部電力の浜岡原発と原子力政策の今後のあり方については全部これを削除した形での一部採択ということになっております。この一部採択された分については反対はなく、もちろんこれ賛成できる内容ですが、その中部電力浜岡原発と原子力政策の今後のあり方について削除したということについては、さきほどと同じ内容でありますのでその部分を採択すべきということでこの委員長報告に対しては反対の立場であります。つまり全部採択すべきということで意見を申し上げます。

○議長

次に陳情原案に賛成者の発言を求めます。

○三堀（12番）

さきほどの11号の件につきましていろいろ大変貴重な、あるいはまた重要なお意見を根橋議員の方から伺いました。私も同感するところもたくさんございます。そこで今度は7号ですが、はじめに申し上げますが私は6月の議会にも申し上げましたけれども原子力発電を廃炉にすると、即ち廃炉にする、あるいは今後一切造らないという考え方とは一つ違うことを6月議会で申し上げました。今もそれは変わっておりません。将来的には確かに新しいクリーンな自然エネルギーが出てくるであろうと私も期待しておりますし、多分そうなると思います。しかしこれはなかなか簡単に容易にできるものではないということを、いろいろの面で皆が苦勞しておりますけれども分かると思います。そうしたものが段々に開発され、また人類の叡智はいままでの歴史を見ても我々が想像するものより以上のものを作り上げてまいりましたので今後もそうした方向性は変わらないと思います。その中で新しいクリーンなエネルギーが発生してくれば、開発されれば、自然に核のエネルギーを

利用するというものは消えてく筈です。しかしそこでもう一つ考えたいのは、6月にも申し上げましたように原子爆弾を2つ落とされて被爆した国は日本だけです。しかし現在周囲見ますと、核開発をし、しかもそれを兵器に使うという国は隣の近辺の国だけではありません。中近東辺りにいっぱいあります。そうしたことを考えますとこの福島原発を機に私は是非、日本がこの核をここまで押さえ込めるという力を身につけるべきではないか、これは世界での願いだと思います。より安全で安定した状態の技術を確立して、日本経済を失速させないようにそして新しいエネルギーに変えてくという努力は日本人のみならず、全世界の科学者が考えてることだと思います。日本の安全は世界の安全へと繋がるような努力を世界の技術を持ってして、日本だけではなくて結集しやってくべき時だと思います。原発を推進しようという意のある意見でございますので、少々の違和感はあるかと思いますが私もそうした考え方によってこの7号については以上でございます。

○議長

ほかに討論はありませんか。

(なし)

○議長

討論を終結します。これより陳情第7号、福島第一原発の事故対策の強化、原子力政策の転換、自然エネルギーの研究開発・普及等に関する国あて意見書の採択を求める陳情を採決いたします。反対の意見がありましたので起立により採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は一部採択であります。本案を一部採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 10名)

○議長

起立多数であります。よって陳情第7号は委員長報告のとおり決しました。続いて福祉教育常任委員会へ付託となりました、陳情第8号、私立高校に対する大幅公費助成をお願いする陳情書、請願第10号、機能性低血糖症に係る国の取り組みを求める請願書について、福祉教育常任委員長、中村守夫議員より審査結果の報告を求めます。

○福祉教育常任委員長(中村)

去る13日、委員会室において当委員会に付託されました陳情第8号、私立高校に

対する大幅公費助成をお願いする陳情、請願第10号、機能性低血糖症に係る国の取り組みを求める請願の2件について慎重に審査いたしました。以下、委員会の審査内容に添って報告いたします。陳情第8号、私立高校に対する大幅公費助成をお願いする陳情、提出者、中信地区私学助成推進協議会会長、赤羽勝巳。本陳情は国県に対し私立高校に大幅公費補助、教育条件改善のため、大幅な設備費補助等を求めまた辰野町から中信私学に通う保護者の経済的負担軽減のため、以前に制定されていた助成制度の復活を求めるものです。審査に先立ち教育長より中信地区の私学6校へ通う県下地区別生徒数、中南信市町村の私学助成推移、22年度陳情結果の説明を受けました。今回の陳情も私学の現状を記した資料を添付する等、一定の誠意は評価できる内容ではあるが、南信の私学をとばして中信の私学への補助はおかしいということで一部採択とし、国県に対し県下私学の施設設備費へ大幅な補助をお願いするよう全員一致で意見書の提出をすることに決めました。請願第10号、機能性低血糖症に係る国の取り組みを求める請願、提出者、食と心身の健康を考える会会員、中沢智代、紹介議員、成瀬恵津子。すい臓の機能失調が主な原因で起こる機能性低血糖症は認知度も低く医療関係者でさえ理解度の低い病です。食生活の乱れ、ビタミン、ミネラルの摂取不足、ストレス、運動不足も一因とされています。一部の研究者により診断治療がなされていますが日本では現在、潜在的な患者が1,000万人以上いるのではないかとされています。この病に対し病名の認知、意識啓発、検査態勢の拡充を図る、検査の保険適用、医師医療機関の要請確保等を国に対し意見書を提出してくださいとの請願です。最初に食と心身の健康を考える会役員の伊那市あけぼの歯科医院、小木曾院長より説明を受け、質疑応答のあと審査に入りました。現在県下では松本市、安曇野市、伊那市、駒ヶ根市、飯島町、飯田市の6市町が決議しております。審査の結果、一部採択として検査の保険適用以外の件につき国へお願いするよう全員一致で意見書の提出をすることに決めました。以上、陳情請願の2件につき委員会における慎重審議の結果を報告いたしましたので、全議員の賛同をいただき認定くださいますようお願いし、委員長報告といたします。

○議 長

委員長報告に対する質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結します。これより採決いたします。はじめに陳情第8号、私立高校に対する大幅公費助成をお願いする陳情書を採決いたします。本案に対する委員長報告は一部採択であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。
(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって本案は委員長報告のとおり決しました。次に請願第10号、機能的低血糖症に係る国の取り組みを求める請願書を採決いたします。本案に対する委員長報告は一部採択であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。
(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって本案は委員長報告のとおり決しました。日程第7、追加提出議案の審議についてを議題といたします。はじめに、議案第26号専決処分承認を求めることについて、専決第1号損害賠償の専決処分書を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

それでは専決処分の承認を求めることについて、議案第26号を提案するにあたりましての提案理由を申し上げたいと思います。地方自治法では町が支払う損害賠償の額の決定につきまして議会の議決が定められておりその現状であります。町が加入しております全国町村会総合賠償責任保険等の保険金により示談にて処理された案件につきましては、誤った認識により議決を経ずに支出してきたことが判明いたしました。全協でも申したとおりでございますがここに深くお詫びを申し上げます。今後はこのようなことのないよう対処してまいりたいと思いますが、文書処理規程の保存年限に基づく5年間の案件の専決処分につきまして、ご承認いただきますよう提案をさせていただくところでございます。細部は関係課長より説明いたさせますがご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げまして提案理由といたします。

○総務課長

私の方からお手元の専決処分書につきまして説明をさせていただきます。平成18

年度から平成23年度の7月の11日までの間に処理しました案件は全部で43件でございます。道路ほか町の管理をいたします施設の箇所によります損害、例えば道路のグレーチングの跳ね上げによる車輛の財物事故による、全国町村会総合賠償保険での支払い、また町村有の自動車の物損、あるいは人身事故によります全国自治協会の自動車損害賠償共済の支払いでございまして、処分書のとおりの内容でございます。後ろのページをご覧いただきたいと思っておりますけれども、平成18年度の件数は8件でございまして金額で188万502円。平成19年度は9件でございまして202万3,133円。平成20年度は5件でございまして43万5,827円。平成21年度が12件でございまして151万8,710円。平成22年度は7件でございまして78万3,544円。平成23年度、今年度の今日までは2件でございまして22万3,643円でございます、合計で43件686万5,359円をお認めいただきたいものでございます。ご審議の上、承認くださいますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長

これより質疑、討論を行います。

○根橋（3番）

只今の報告によりますと、対人、いわゆる人が係って、対人事故、身体事故っていうのが全部で4件含まれておりまして、それで書類が保存期間5年なのでそれ以前はないというか、そういうことのようにです。この人身事故っていうのはその後例えばその時、示談、以後にですねしばしば後遺症だとかいろいろ発生する中で極端な場合には裁判事例も出てくるのが一般的なんですけれども、この5年、町の文書規定が5年だからもうそこで廃棄というようなことであとは分からないという対応は、ちょっとやっぱり例えば一般の損害賠償請求事件の請求権の消滅時効が10年というような民法上の規定等からすると、若干そういった時に今度は書類がなくて分からんというような対応は問題が出てくる可能性があるんですけれども、そのへんの見解を伺いたいと思います。

○総務課長

確かにおっしゃられましたように人身事故も入っているわけでございます、一応示談が成立をしております、現在のところの段階ではそういう提訴がないということでございますが、将来に亘ってですねもしそれが原因でということになればまたその時点から遡りまして、これは全国町村会の損害共済の方でそれはあ

るかと思しますので、新規げんという形の中でまた交渉に入らせていただければとそんなふうに考えております。以上です。

○岩田（2番）

この損害賠償の事項について2点だけ伺いたいで、ご報告いただきたいんですけども平成19年9月7日ですね、よろしいでしょうか。財物事故ということで火の見櫓（ひのみやぐら）の金具が強風により外れ車庫を破損と、この火の見櫓というのは建造物となっているのか、登記簿上、町の所有として登記されているのかどうか、これが1点。それからですね下から4番目、21年の3月28日の身体事故で辰野町石造物調査会会員の転倒による骨折、多分これは業務上なのかどうか、そこらへんのところについてただ会員が転んだから賠償するっていうのはおかしいんで、そのへんのところを説明いただきたいと思ひます。

○総務課長

19年の9月7日の火の見櫓の金具が強風により外れ車庫を破損したものでございますが、これは下辰野地区での損害賠償の関係の事故でありますけれども、火の見櫓は町の所有施設ということで、細かい登記とかその問題でなくて町の所有物件であるという中での処理をさせていただいたものであると認識をしております。それから21年3月28日の身体事故の関係であります、私の説明不足かと思ひますけれども全国町村会の総合賠償保険はですね、総称してこういう名前が付いておりました、中は賠償責任保険、それから災害賠償保険、それから公金総合保険といったものが複合的になりました総合的な制度でございます。その中で、これは財物事故等につきましては賠償責任保険で見ていただき、この今回の身体事故の石造物の調査会の会員の転倒による骨折については、町の事業で業務をしていた中での災害補償ということで災害補償保険が適用になって支払われたものでございますので、お願いをしたいと思います。以上でございます。

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第26号専決処分の承認を求めることについて、専決第1号損害賠償の専決処分書を採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第26号は、原案のとおり承認することに決しました。次に議案第27号、平成23年度辰野町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

それでは議案第27号を提案するにあたりまして提案理由を申し上げます。平成23年度辰野町一般会計補正予算（第6号）を追加提案するにあたりましてでございます。本追加提案させていただく補正予算は災害に関します工事請負費、使用料原材料費の補正予算であります。この補正総額は2,715万円の追加であり予算総額は78億9,980万5,000円となりました。その概要を申し上げますと歳入につきましては、地方交付税、受益者分担金、県支出金、町債の増額補正であります。歳出につきましては、災害復旧費で、農林施設災害復旧費の工事請負費、また使用料、原材料費。公共土木施設災害復旧費の使用料と原材料費の増額補正であります。以上のとおりであります。補正予算、概要を申し上げたところでございますが必要に応じて担当課長より説明いたさせますので、ご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。ご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（質疑、討論 なし）

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第27号平成23年度辰野町一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第27号は原案のとおり可決されました。次に議案第28号、辰野町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

それでは引き続きまして議案第28号辰野町教育委員会委員の任命について、提案

理由の説明を申し上げます。本議案は任期満了により新たに教育委員を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意をお願いするものでございます。平成23年9月30日をもって現委員である塚間大治委員の任期が満了いたします。塚間氏におかれましては辰野南小学校PTA副会長、辰野中学校PTA会長、伊那西高等学校PTA副会長などを歴任され教育委員としての活動も大変素晴らしいものがあり、また同法第4条第4項の規定により保護者が委員に含まれるよう義務化されております。その該当者として適任であることから再任をお願いするものであります。塚間大治氏の任命についてご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます提案理由といたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。

○根橋（3番）

私は教育委員として塚間さんが適任であることについては全く異議はございませんが、お聞きしたいことと討論と合わせて述べさせていただきますけれども、今回この塚間大治さんの任期というのは平成23年9月30日をもって満了になることは予め承知していた筈であります。ところがこの今議会におきましては当初の議案ではなく最終日の追加提出議案ということで提案をされております。このようなですね大変教育委員という町にとっては大変重要な役職の方であり、そういった方に対してですねこのような追加議案というような形で出してくること自体、大変失礼なことだというふうに私は考えておるんですけれども、なぜこのような追加議案ということになっているのか、それについてお聞きをしたいと思います。

○教育次長

お答えいたします。只今ご指摘のとおり教育委員の任命につきましては大変重要な案件であります。再任であるということの中で議会での同意について必要であるということについての認識が欠けていたものであります。事務担当者として大変申し訳なく思っております。

○根橋（3番）

それでは教育長にお伺いしますけれども、こういったことについては再発防止策については特にどのようなことを考えておられますか。

○教育長

大変申し訳ないことをごさいますて、今後そういうことがないようにキチンとやっていくつもりであります。もう一度それぞれの委員の任期を確認しながらやっていきたいとこんなように考えております。以上です。

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第28号辰野町教育委員会委員の任命についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第28号は原案のとおり同意することに決しました。ここであらかじめ本日の会議時間を延長します。只今より暫時休憩をします。なお再開時間は4時55分といたします。

休憩開始 16時 50分

再開時間 16時 55分

○議 長

休憩前に引き続き再開いたします。日程第8、議員提出議案の審議についてを議題といたします。発議第1号私立高校への公費助成に関する意見書の提出についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(発議第1号 朗読)

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結します。これより発議第1号私立高校への公費助成に関する意見書の提出についての意見書を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。

○根橋（3番）

議事運営について動議を提出したいと思いますが、まもなく5時で、5時までで終了となってしまいます。したがって延会の手続をする必要があると思いますが延会の手続をするよう求めます。

○議 長

さきほどあらかじめ本日の会議時間を延長しますということを言ってあります。

○根橋（3番）

分かっていますが、議決が必要ではないでしょうか。会議規則23条でそうになっているんじゃないですか。

○議 長

議長が宣告したのでそれをもってよしといたします。

○根橋（3番）

会議規則23条ではね、議長が必要であると認める時でも会議に諮って延会することができると・・・

○議 長

はい、分かりました。それではお諮りいたします。本日の会議を延長して行うことに異議ございませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。続けます。よって発議第1号は原案のとおり可決されました。発議第2号郵政改革法案の速やかな成立を求める意見書の提出についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

（発議第2号 朗読）

○議 長

これより質疑、討論を行います。

○根橋（3番）

この件につきましてはこのままでは反対の立場から討論したいと思います。さき

ほども申し上げましたようにこの郵政改革法案の速やかな審議を求める意見書と標題を直し、最後のところで速やかに成立させじやなくて審議をし、という形であれば議会の立場としても良いんですけれども、まだこの法案の内容についていろいろ・・・

○議長

質疑ですか。

○根橋（3番）

質疑と討論と合わせて。

○議長

先に質疑の方をお願いします。

○根橋（3番）

質疑は特にはないです。

○議長

はい。これから討論を行います。原案に反対者の発言を求めます。

○根橋（3番）

それでは反対の立場から討論をしたいと思います。さきほどの請願のところで申し上げましたように、法案そのものがまだ審議も国会でされていない状況の中で「成立を求める」という形で今ここで動くということ自体はあまり適切ではないと。で「審議を求める」ということであればこれは国会で正に、サボタージュある意味のサボタージュやってるわけですからそういう目では有意義だと思いますけれども、そういう点ではさきほど申し上げました、標題を「審議」と改め、「成立させ」を「審議し」というふうに内容が改められれば賛成できますけれども原案のままですと反対せざるを得ない。以上であります。

○議長

次に原案に賛成者の発言を求めます。ありませんか。ほかに討論はありませんか。

（なし）

○議長

討論を終結します。これより、採決いたします。反対の意見がありましたので、起立により採決いたします。発議第2号、郵政改革法案の速やかな成立を求める意見書の提出について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 11名)

○議長

起立多数であります。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。発議第3号、機能性低血糖症に係る国の取り組みを求める意見書の提出についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(発議第3号 朗読)

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより発議第3号、機能性低血糖症に係る国の取り組みを求める意見書の提出についての意見書を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。発議第4号、原子力エネルギー政策を転換し、自然エネルギー政策の促進を求める意見書の提出についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(発議第4号 朗読)

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより発議第4号、原子力エネルギー政策を転換し、自然エネルギー政策の促進を求める意見書の提出についての意見書を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。発議第5号、福島第一原発の事故対策の強化、原子力政策の転換、自然エネルギーの研究開発・普及等に関する意見書の提出についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(発議第5号 朗読)

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結します。これより発議第5号、福島第一原発の事故対策の強化、原子力政策の転換、自然エネルギーの研究開発・普及等に関する意見書の提出についての意見書を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって発議第5号は原案のとおり可決されました。日程第9、議会閉会中の委員会の継続審査についてを議題といたします。総務産業常任委員長、福祉教育常任委員長、及び議会運営委員長から別紙のとおり、閉会中の継続審査申し出書が提出されました。お諮りいたします。辰野町議会会議規則第72条の規定により、各委員長申し出のとおり議会閉会中の継続審査を認めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議会閉会中も各委員会の継続審査を認めることに決しました。以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。ここで町長から挨拶を受けます。

○町 長

ご挨拶を申し上げます。9月2日から本日まで会期19日間という長丁場の9月決

算議会大変に皆様方にもお骨折りをいただきまして原案全て可決いただきましたこととお礼申し上げながら、慰労の言葉を申し上げたいと思います。ありがとうございました。さてその中で災害にならない災害のような工事をしなきゃならないということで、今回追加補正を23年度の災害の方をさせていただいたわけではありますが、その中で天竜川の羽場淵の下井の取り入れ口の所に水を止めないと少し高い所に取水口がありますので、ということで堰堤と言いますがそれもそれが崩れてしまっていて、大分劣化はしているわけではございますし、また水も流れる時もたくさんあったわけではありますがやはり規定で辰野町の中に流量を測る所がありますけれども、それが約2メートルぐらい加算されないとダメだということ、いくら前を調べてみてもその時期がなかったわけでありまして、結局災害にならず、応急措置だけでも約2,200万近くお金が掛かってしまう。本復旧してくるとまた益々掛かっていくわけではありますが、大工事をしなくてはなりません。たまたまこの受益は箕輪町も半分ぐらいありますので、箕輪の方へも話をして半分ぐらい負担をいただかなきゃならんかなと思いつつも、単独事業として進めていきたいと思っておりますけれども、大変切ない限りでございます。あの下井は平成14、15と掛けまして大昔からあった、人間が手で掘った洞窟でありまして水はその洞窟の中を通っていったわけではありますが、その中へ砂利やなんか入ってしまっていて土石が詰まることがチョイチョイあるわけでありまして、人間が立てずに転がることもできずに足を出して座ったままジョレンでこうかいて、しかも横狭い所ですが後ろの人へ渡して大変苦勞をした管理がしたところでありまして、陳情がありまして私が1期目だっただけでありますけれども、1期目から2期目です。中山間総合整備事業導入させていただきまして、2億8,000万円も掛けまして今度は小さい背の方だったらそのまま真っ直ぐに歩ける。我々でも真っ直ぐに歩けるぐらいのしっかりしたものを造りまして、正に平成の青の洞門とこんなように私どもは勝手に名付けわたくしでありますけれども、それはそれでよかったですけれどもその取り入れの方で淵でありますので今さきほど言いましたように天竜川へ堰堤をやって水をアップしないと入っていかない。堰堤がダメなら堤外水路をずーっと上流までもってって川の中を、である一定の勾配になったところで水を入れてということでもありますけれども、まあ一長一短それぞれありまして大変なことだと思っております。というようにいづれ、今の災害にならない災害もあるということ、いつそのように大きなお金が必要にな

るのか分からないということで、やはり備えていかなきゃならんなあ、つくづく感じているところがございます。今後も逐次報告させていただき議決もいただいておりますので、その旨ほか、災害みたいなことで災害の費用が取れない、災害ですと概ね100%国で持ってくれますけれども、そういう町の出費の大きいものもあるんだなということもお考えいただければありがたいと、こんなように思います。理屈を言っているわけではございません。大変にお世話になりましたことお礼申し上げます、閉会にあたってのご挨拶といたします。

○議長

以上で本日の会議を閉じます。これをもちまして9月2日に開会いたしました、平成23年第8回辰野町議会定例会を閉会といたします。20日間にわたる長丁場、大変ご苦労さまでした。

10. 閉会の時期

9月21日 午後 17時 29分 閉会

この議事録は、議会事務局長 飯澤誠、庶務係長 赤羽裕治の記録したものであって、内容が正確であることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

辰野町議会議長

署名議員 9番

署名議員 10番